

## 雇用の安定を求める意見書

働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり自己実現を図るための重要な手段である。また、雇いを安定させることは、国の重大な責務である。

現在、政府や規制改革会議、産業競争力会議では、労働者派遣法の改正や労働規制の緩和が検討されているが、雇いの創出や流動化が期待される一方で、不安定雇用や長時間労働が拡大する懸念がある。

さらに、「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働など労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死が大きな社会問題となっている。過労死は、本人及び家族・遺族のみならず社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を総合的に推進することが求められている。

よって、政府においては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

1. 「解雇の金銭解決制度」等の導入や労働者派遣法の緩和については、労働者保護が十分になされるよう慎重に議論し、雇用の安定を図ること。
2. 「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
3. 過労死防止対策を総合的に推進すること。
4. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成を図り、雇いを創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

大 垣 市 議 会